

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：大川原地区棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

- ・大川原棚田 範囲については、別添1のとおり

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ① 耕作放棄の防止・削減

- ・令和6年度まで大川原棚田における耕作放棄地の新たな発生を防止する。

##### ② 生産性・付加価値の向上

- ・令和3年度から新たに無農薬栽培米に取り組み、令和6年度までに、作付面積を1haにする。
- ・令和6年度までに、ドローンを1台導入し大川原棚田の無農薬栽培ほ場を除く32haの農薬散布作業の省力化を図る。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ① 農産物の供給の促進

- ・令和6年度までに、大川原棚田で生産された無農薬栽培米を500kg販売する。
- ・棚田米のブランド化など付加価値の高い農業経営を目指す。

##### ② 伝統文化の継承

- ・令和6年度までに、毎年8月に開催する「大川原の火流し」の参加者（子どもたちを含む地元住民及び来訪者）を20名増加させる。
- ・子どもの囃子練習を毎年5回実施する。

##### ③ 自然環境の保全・活用

- ・大川原地区ではこれまでカラスによるそばへの食害が確認され、地元猟友会の協力を得ながら、駆除等の防止対策を行っており、引き続き被害防止対策を実施していく。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

##### ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・営農や環境保全を、大学のボランティア団体と共同で行い、その参加人数をのべ20人とする。

##### ② 棚田米等を活用した6次産業化の推進

- ・令和6年度までに大川原棚田で生産される「牡丹そば」の作付面積を現状の

5.6ha から 1 ha 増加させる。

③ 大川原地区における地域内交通の取組

- ・ 大川原地区の交通利便性向上を目的に毎年度 1 回、1 2 月から 3 月までの期間で集落住民を対象にタクシー運行を行う。

3 計画期間

認定の月～令和 7 年 3 月 3 1 日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
  - 大川原中山間地域の会が主体となり、毎年農地の見回りを行うとともに所有者の意向を確認する。耕作放棄につながる恐れのある場合は、集落協定が農地の保全管理作業を行う。
- ・ 生産性・付加価値の向上
  - 市の指導の下、令和 6 年度までに無農薬栽培米の作付面積を 1 ha 増加させる。
  - 大川原中山間地域の会が棚田基金等を活用し、ドローンを 1 台導入してスマート農業の取組を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給の促進
  - 大川原中山間地域の会が主体となって、無農薬栽培米のパッケージを作成して差別化を図り、産直施設等で販売する。
  - 豪雪地帯であること、また、雪むろで一定期間保存することで米のでんぷん質が糖質に変わり甘味が増す特性を活用し、雪むろ施設を利用した高品質で香りの強い「雪むろ棚田米」として付加価値を付け販売する。
- ・ 伝統文化の継承
  - 火流し保存会が主体となって、地域内だけではなく、近隣集落の子どもも集め囃子練習を 4 月から 8 月までの間に計 5 回実施する。
- ・ 自然環境の保全・活用
  - カラスによるそばへの食害が確認された場合は、必要に応じて黒石市へ有害鳥獣等捕獲許可申請を行い、地元猟友会による駆除を実施する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 大川原地区全体が中心となって、市が実施するワーキングホリデー事業に協力し、都市部の大学生を中心に「大川原の火流し」や農作業に参加してもらうことで都市と農村の交流を図る。
- 牡丹そばを活用した6次産業化の推進
  - 大川原牡丹そばの会が主体となり、大川原棚田で生産される「牡丹そば」を、製粉だけでなく製麺した上で集落内の産直施設で販売するほか、市が開催する「地産地消フェア」や大手スーパーでの販売を行う。
- 大川原地区における地域内交通の取組
  - 中山間地域等直接支払交付金の活動組織である「大川原中山間地域の会」が主体となり、地域の特性や地域住民のニーズに合った運行形態とするための検討や、集落内の住民や路線バスの運行事業者、その他の交通事業者等との協議を重ね、地域内交通の運行を実施する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

- 別紙のとおり